



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	小出達夫教授について
Author(s)	横井, 敏郎
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 85, 275-279
Issue Date	2002-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28857
Type	departmental bulletin paper
File Information	85_P275-279.pdf



小出達夫教授について

横 井 敏 郎

A Portrayal of Emeritus Professor Tatsuo Koide

Toshiro YOKOI

小出達夫教授は、2002年3月31日をもって北海道大学を定年退官される。1969年に本学教育学部に助手として着任されて以降、32年間を越える長きにわたり、本学および教育学部・教育学研究科の発展のために尽くしてこられた。小出教授の退官に当たって、簡単にそのご経歴とご研究の歩みについて紹介させていただく。筆者は小出教授の30年間にわたる北大生活の最後の10年間をともに過ごさせていただいた。小出教授のご経歴、ご研究の全体をよく理解するには足りないが、ご海容願いたい。

小出教授（以下先生とする）は、1938年8月1日に長野県塩崎村（現長野市）にお生まれになった。ご父君は高校の校長、大学の教員をつとめられた方である。先生は長野市で少年時代を過ごされ、長野県立長野北高等学校を1957年3月に卒業、翌年東京大学理科Ⅱ類に入学された。東京大学には医者になることを志して入学されたのであるが、教養課程の2年間で一旦ご退学になり、1961年4月に改めて東京大学の教育学部に入学された（教育社会学講座）。1963年4月に同大学大学院教育学研究科の修士課程教育行政専攻、1965年4月に同研究科博士課程教育行政専攻に進学された。

先生は、東京大学教育学部をご卒業になる直前の1963年2月に結婚されている。真美夫人は小出教授が教育学部に再入学された1961年4月に同じく東京外国語大学仏文科から同学部に転入学された（教育社会学講座）。結婚後、夫人も先生と同時に東京大学大学院教育学研究科に進学され（社会教育学講座、宮原誠一を指導教授とする）、2人で研究の道に進まれたのである。夫人はその後保育学に研究を移して1981年に名寄短期大学の教授になられ、日本の保育学研究所の確立と保育運動の組織化に大きな役割を果たされた。

結婚後のご夫妻は奨学金を得て研究に邁進されたが、当時は教職員組合運動が大きく発展しつつあった時期であり、求められて先生は1965年1月、弱冠26歳で青森県国民教育研究所の所長に就任された。同研究所は、青森県教職員組合連合が設立したものである。若き先生は大学院に籍を置いたまま、夫人と青森市に居を定められ、研究活動とともに教育運動に大いに尽力された。先生によれば、教員たちへの講演と対話活動のために県内各地を走り回ったとのことである。先生は国や県教育政策を批判的に分析するとともに、調査活動に力を注がれた。高校入試制度や教職員の労働条件、学校運営・財政、高校生・中学生の学習生活意識など、多様な調査を1人で、また教職員たちと共同で実施し、結果を研究所報『国民教育研究』に掲載された。また子どもたちによりよい教育内容を提供しようと、中学校教科書を教員たちと自主

編成・製作しておられる（これも所報に掲載）。

先生は研究所での活動を精力的に進められ、また教育学者たちを講師に講演会に呼ぶなど、研究者との交流ももたれた。その中で先生の活動は研究者たちの目にとまるようになった。先生は1969年に本学教育学部でも当時の鈴木英一助教授からの依頼で集中講義を行われ、同年8月同学部教育行政学講座助手に着任された。当時、同講座には鈴木英一、市川昭吾の2人の助教授がおられ、先生はそのもとで助手をつとめられることとなったのである。その後、先生は1975年に助教授、1990年に教授に昇進されている。

ここで先生の研究に目を移そう。

先生の研究は、大きく4つの領域に分かれる。①東ドイツの教育と民主主義の研究、②戦後教育行政構造と教育法の研究、③教育行政学の基礎概念、特に公共性論、④高校教育改革論、である。

先生は東京大学での学生・院生時代、おもに戦前ドイツ・東ドイツの反ファッショ・民主主義教育運動について研究され、北大に着任して後もその研究を続けられた。先生は、戦後改革期からいわゆる逆コースに対抗する広範な民主主義運動が展開した1950年代にかけて多感な少年時代を過ごされ、60年安保の前後を学生として過ごされた。こうした時代環境を背景に、先生は東ドイツの民主的教育体制とはいかなるものであり、それはいかに形成されたのかを詳細に追究された。1970年代末から80年代にものされた一連のドイツ民主主義教育研究は、ドイツ民主共和国が本格的な社会主義体制に移行する1958～1962年の教育法の分析から次第に時期を遡って、第2次大戦前の反ファシズム統一戦線の結成の検討にまで至り、これによって東ドイツの民主主義的教育法と教育行政機関の創出と展開の過程・実態が解明された。

先生の研究の中心的関心がその時々日本の教育の現状にあったことはいうまでもない。実は上のドイツ民主共和国の民主主義教育研究も、同国が戦前強力な独裁的支配体制が形成され、ソ連とアメリカという違いはあっても占領下で民主的改革が実施されたという点で日本と共通した展開をたどったからであった。当然のごとく、若き先生が北大において追究したいま1つのテーマが、戦後日本の教育行政構造と教育法であった。

先生は、民主的改革がなされたはずの戦後日本の教育体制がなぜかくも統制的、中央集権的なのかを教育行政法の分析によって明かにされた。特に論文「戦後教育改革と行政機構——その分権原理と行政管理——」は、戦後改革期の教員給与・定数管理の分析を通じて、戦後日本の教育行政の構造的特質を行政組織法と行政作用法の矛盾的統一システムととらえるべきことを提起した重要なものである。従来の研究が教育委員会設置のもつ分権性とそれを阻む機関委任事務の集権性をという構図で問題をとらえてきたのに対して、先生は教育委員会法成立時に混合事務配分方式、企画事務・実施事務の分化と統合といった行政管理技術の高度化が生じていることを明かにし、戦後教育行政は行政組織法上分権的であっても行政作用法上は個別事務に即して特殊に文部省の権限を保持していくという構造をなしていたと主張する。この論文は強力な集権的文部省と分権的な教育委員会制度という二元論、民主的教育行政の成立から逆コースによる集権的教育行政へという二分論の時期区分論を批判して戦後教育行政の構造と展開過程の統一的な像を描き出すことに成功し、高い評価を受けている。

またこの領域における仕事として、『法学セミナー』の教育法コメンタールや教育法辞典・教育行政学事典での「地方教育行政の組織と運営に関する法律」や文部省設置法、文部省の機構

などの項目の執筆がある。先生は若いうちから戦後教育行政法に関する信頼できる研究者として認知されていたことが分かる。

先生は教育行政学の基礎概念に関する原理論的研究を常に大切にされてきた。1970年代の地方自治概念論や教育制度概念論、そして1980年代末からの公共性論がその領域の成果である。

先生は若い頃、レーニンの地方自治論と制度論の本格的な検討に取り組まれた。中でもレーニンの制度論を取り上げた論文『「教育制度」概念の構成に当たっての試論——制度概念の吟味を中心に——』は、先生のその後の研究にとって重要であったと思われる。そこでは当時の日本の政治学・憲法学の主要な論者と比較しながらレーニンの制度概念を「秩序化された社会的諸関係の体系」として把握する。先生は、制度概念を組織や法律といった実体的概念としてとらえる傾向に対して、それを関係概念としてとらえ、そのことによって教育制度を「教育の社会的編成をめぐってとり結ばれる秩序化された社会的諸関係の体系」としてとらえ得た。これによって先生のエデュケーション行政把握は実体的な法律や制度といった狭い見方に陥ることを免れ、エデュケーション行政を「社会的編成」の視角からとらえることが可能になった。エデュケーション行政に関わる諸現象を社会的な視野の広がりの中で把握するという先生のスタイルの理論的原点はここにあると見ることができよう。ここを起点に、先生はこの後、戦後エデュケーション行政構造の研究においては「組織による支配」という新しい地平を提起し、エデュケーション行政原理論においては媒介性に本質を見る公共性論を構想し、高校教育改革研究においては広い視野のもとでの公教育編成の実証研究を展開されていかれるのである。

先生の公共性論は行政なるものの本性は何かを追究する中で必然的に生まれたものであろう。エデュケーション行政学に関わる諸学説・文献を渉猟される中で、ウェーバーの「組織による支配」から支配の正統性（普遍性）やヘーゲルの法哲学における行政論へと進み、行政とは国家と社会の媒介、普遍と特殊の統一であるという理解に到達されて、行政の本性を公共性として把握された（論文「エデュケーション行政における機構と包摂」）。さらに先生はルソーやハーバーマス、アレント、マルクス、デューイなど、多くの大家の諸説を取りこまれて、独自の公共性論を構想された。

先生の公共性論は、おそらくアレントあるいはハーバーマスに由来する個人の自己表出と権力の公開性という2点を公共性の構成要素としてとらえるところから始まり、それにヘーゲルの市民社会論やマルクスの社会システム論を援用して、個別・特殊・普遍という三極構造としての公共性空間という把握にまで発展させられた（論文「ドイツ民主共和国の終焉と公共性」）。自己表現・自己表出する人格主体（個別）、自己実現のための普遍的モメントとしての国家（普遍）、個人人格の自己実現を媒介する行政や社会団体（特殊）、という個別・特殊・普遍あるいは個人・社会・国家の3つの極により政治的共同体の編成原理としての公共性は構成される。先生の公共性概念は先の制度概念と同じく関係概念であり、先生は公共性を国家やエデュケーション行政といった実体と同一視したり、社会の共通利益とイコールのものとして理解するような見方と一線を画した段階に公共性論を引き上げられた。

公共性論とともに1990年代に活発に研究活動を行われたのが高校教育改革論である。これは教育の社会的編成論と公共性論の交差したところにある研究領域である。たえず教育の現実に関心を抱いていた先生は、先の公共性論研究を通過することで、現実の高校教育を対象にし、公教育編成のあり方の現実態や現代におけるエデュケーション行政とその他の社会団体の媒介機能や公共性の質を分析し、同時に実際の教育の改善に資するような研究に進まれたのではなかろうか。公共性概念の3つの極は公共性の構成要素に過ぎず、先生にとって公共性とは「個人人格の自己

実現と人間存在の共同性の実現」という観点から判断・評価される価値的、論争的概念であった。国家や行政を単純に敵視ないし否定する理論・研究に対して、個人人格の活動空間の存在を構成要件とする先生の公共性論はそれらの質や実現形態を問うことを可能にするものであった。

1990年代の先生は内外の中等・高等教育の調査研究に明け暮れたといっていよい、というのがその10年間をともにした者の実感である。理論派であった先生は調査研究者に転身されたかのようであった。先生の高校教育研究は「社会的編成」という観点から、国の政策や法制度よりも教育実践を常に視野の中心に据えて、それが社会の諸組織・団体・施設や行政といかに結びながら行われているかを読み取り、そうした実証分析をもとに公教育制度の編成のあり方についての具体的な改革の方向・方策を提起していくというものであった。

先生はとりわけ専門高校、専門教育の調査研究に力を注がれた。これは専門高校・教育の実践の面白さの結果であるが、先生の社会的な広がりや視野に入れた教育理論から生まれたものでもあったといえよう。また実際的には先生のこの調査研究には町井輝久教授（現高等教育機能開発総合センター教授）の力与って大きかった（さらにいえば本学教育学部の学風や研究の蓄積も背景に見ることができよう）。先生のこの研究により専門高校・教育が子どもたちの学習や成長に対してもつ多様な意義が十分に指摘された。

同時に先生は高校教育改革の調査研究を通して現代教育行政の実態と特質を明かにされた。中間団体たる社会の諸組織・団体や学校自体が自律性をもって動いており、教育改善の取り組みが地域の側によって実行されていく様を生き生きと描かれた。現代の教育行政は先生がかつて分析した時期とは異なった構造を有するものとして把握された。

先生は、高校教育について研究をするだけでなく、住民・地域の政策力量を伸ばすという実践的な視点に立った提言を続けられた。単位制の道立有朋高校の運営が軌道に乗るように町井教授と同校で研究会を作られ、大きな支援をされたことや、北海道の高校適正配置計画策定のために教育推進会議の専門部会長として道内各所を回り、地域の意見・要望を汲まれたことはその例である。

またこの高校教育改革研究ではアメリカと韓国に手を広げられ、調査を実施された。アメリカ・オレゴン州のポートランド州立大学（Portland State University）の研究者や韓国の教育学者たちと共同研究を行い、たびたび本学部・研究科に彼らを招聘してシンポジウムを開かれた。また先生はアメリカのオハイオ州立大学（Ohio State University）と北大との大学間協定締結の発案者の1人となられ、本学や本学部・研究科の国際交流の発展に尽力された。

先生の研究を振り返ってみると、第1に民主主義への強い関心が常にその基底にあったといえることができよう。東ドイツの教育法研究しかり、日本の戦後教育行政構造研究しかりである。第2に先生は理論を磨くことを怠らなかった。たえず新たな理論枠を構築する試みを続けてこられた。しかし第3に先生はその一方で調査・実証研究にしっかりと取り組まれたことも見逃すことはできない。どの領域の研究においても先生は資料や調査対象と格闘された。先生に大学院時代の恩師を問うたところ、五十嵐顕とともに宗像誠也をあげられた。院生時代、宗像の実施する調査研究に先生も参加されたよしである。

先生は戦後民主主義の時代に成長され、1970年代の民主主義運動と社会科学の発展の時代に本格的な研究を開始された。先生の研究はまさに時代を反映しているといえる。しかし、現実把握と理論構築の両面を真摯に追究された先生の努力と民主主義についての優れたセンスが、教条主義に陥ることなく、オールタナティブを打ち出そうとする豊かな研究の展開を可能にし

たと思える。先生はその教育制度論や戦後教育改革論、公共性論その他を通じて、わが国の教育行政学の水準を大きく引き上げられた。これを踏まえ、さらに教育行政学をどう発展させていくかがわれわれの課題である。

先生は、教育活動でもたいへんな努力を払われた。授業では、多数の学部講義(教育行政論・学校運営論・教育学概説など)・専門演習や大学院ゼミ、教職科目の講義(教育制度論)などを長年受け持たれた。社会人院生が多数入学してくるようになった近年においては木村保茂教授と夜間ゼミを開講され、休日である土曜日にも大学院ゼミを開かれた。また学生・院生・留学生への論文指導にもたいへんな時間を割かれた。先生の論文指導の丁寧さには定評がある。時には調査にも同行された。

先生は巧みな話術で知られ、講義は名調子であったと学生諸君から聞く。また学生・院生との対話によって彼らのいまだ明確な言葉にならない考えやアイデアをうまく引き出し、形にしていくこと、学習や研究の進展を促すヒントを授けることのうまさに筆者は感心すること度々であった。多くの学生・院生が先生の指導によって大きな成長を遂げている。

このことは実は話術のうまさだけではなく、先生の研究や学問のセンスがいかに魅力的で柔軟性に富んでいたかを示している。先生の門下で研究者になられた方々はみな先生の研究テーマや関心に大きな影響を受けて研究を進めておられることを見ても分だろう。

先生は学部・学内運営でも多大な貢献をされた。1992～96年度に評議員を2期、1996～98年度に学部長・研究科長を1期、2000～2002年度には高等教育機能開発総合センター生涯学習計画研究部長をつとめられた。特に本学部での専門高校生特別選抜制度や高校生1日体験入学、大学院の社会人特別選抜制度、3年次編入学制度の導入に先生は大いに尽力された。

学外にあっては、北海道教育委員会・教科書用図書選定審議会委員(1990年5月～1995年8月)、文部省・理科教育及び産業教育審議会委員(1997年5月～1999年5月)、北海道教育委員会・教育計画推進会議副委員長(1998年8月～2000年8月、2000年11月～2002年10月)を歴任され、わが国と北海道の学校教育発展のために活躍された。また学会では、日本教育法学会理事(1982～97年)、日本教育制度学会理事・紀要編集委員(1993～95年)、北海道教育学会理事(1980～2002年)をつとめられ、本学において1995年5月に日本教育法学会第25回大会を、2000年11月には日本教育行政学会第35回大会を大会開催準備委員長として開催、成功させた。

1990年代の先生は学部長など大役を担われ、また大学院重点化による院生の増加をはじめとする教育責任の増大にもかかわらず、教育においても学内・学部運営でも決して愚痴をこぼされることはなかった。どんな時も最大限の努力をされ、責任を果たされた。先生は感情に任せて怒るようなことは決してされなかった。先生は学生・院生や後進の同僚に多くのアイデアを授け、刺激を与える学習と研究の促進者、組織者であったとともに、常に思いやりをもって人に接せられた。多くの人が先生の人柄に魅了された所以である。先生のおられるところはどこでも笑い声が聞こえ、楽しそうな学生・院生の顔を見ることができた。みな先生と酒の席をともにすることを好んだ。先生のご退職に多くの人が寂しさを感じているに違いない。

先生は時に故郷長野の実家で畑仕事をなさりながらも、札幌に拠点をおいて調査・研究活動が続けられるとのことである。先生が今後も研究を発展させていかれることを切に願うものである。